



日本の活性化と競争力強化に向けて

～ 世界に開かれた日本の創造のために ～

2008年3月

社団法人 経済同友会

目次

はじめに	1
概要	2
1. 資源・エネルギーと環境問題への対応	3
(1) 資源・エネルギー確保に向けた政府支援強化	3
(2) 資源開発における政府系ファンドの活用	5
(3) 省エネ・環境・食糧分野における政府開発援助の戦略的活用	6
(4) ポスト京都議定書での実効的アプローチ	7
2. 内なる国際化	9
(1) 外国人労働者の積極的な受入と活用	9
(2) 東京の国際金融センター化	11
(3) 空港・港湾整備	12
3. 外への戦略的施策	14
(1) EPA/FTA の深化	14
(2) 国際標準化への積極的関与	16
(3) 知的財産権保護の強化	17
おわりに ～世界に開かれた日本の創造のために～	18
2007年度 経済外交委員会 ヒアリング一覧	21
経済外交委員会 名簿	22

はじめに

日本は1990年代のバブルの後遺症による経済停滞を経て、現在は戦後最長の景気拡大局面に入っており、今日では明るさを取り戻したかのように見える。しかし、内には「人口減少・少子高齢化」、外では「グローバル化」という、これまでにない大きな社会経済構造の変化に直面している。

今後、我が国が将来に希望を持ち豊かさを世界と共有していくためには、人口減少・少子高齢化やグローバル化といった変化に対応、あるいは変化を先取りしていく必要がある。そのためには、日本経済の新たな長期成長シナリオを描き出し、それを着実に実行することで、持続的な成長を確実なものにしていくことが不可欠となる。

本委員会では、経済外交という観点から、日本の活性化と競争力強化に向けた施策の検討を重ねてきた。以下、具体的施策を提言する。

概要

日本は2004年に人口増がピークを迎え、2005年から本格的な人口減少時代に突入した。現在、我が国では世界でもまれに見るスピードで高齢化が進んでおり、これから人口減少や少子高齢化に関わる様々な問題に直面していくこととなる。また、グローバル化の流れも加速してきており、国家や地域の枠組みを越えて資本や労働力の移動が活発化し、それに伴って貿易や投資も増大しており、世界的な経済の結びつきは益々強まってきている。同時に、グローバル化による優勝劣敗も明確になってきており、勝者、敗者ともにナショナリズムを強めてきている。

成熟期を迎えた日本経済に、高度経済成長期やバブル期のような飛躍的な成長を期待することは難しい。今後は、日本が豊かさを世界と共有していくという観点の下、いかに我が国の潜在成長率を高めて持続的な成長を続けていけるかが喫緊の課題となろう。我々は「日本の活性化と競争力強化」に向けて、いかなる手を打っていくべきだろうか。

第一に、「**資源・エネルギーと環境問題**」に積極的に対応していくべきである。今後、発展途上国の人口増加と持続的経済成長に伴う所得増加によって、世界中で資源・食糧不足や環境悪化が加速する恐れが強い。これらの問題に対して官民の力を結集し、政府開発援助等を通じて我が国の先進技術を普及させることにより、日本経済の活性化を促すとともに、世界に対しても貢献ができるはずである。更には洞爺湖サミットの議長国として、地球温暖化対策で国別総量削減目標の設定や排出権取引の検討等を進め、ポスト京都議定書に向けて世界をリードすべきである。

第二に、「**内なる国際化**」を推進していくことである。我が国の外なる国際化は進んでいるが、内なる国際化は遅れている面が多い。外国人労働者の積極的な受入と活用、東京の国際金融センター化、空港・港湾整備を進め、様々な規制・障害を取り除かなければならない。国内外の「ヒト・カネ・モノ」の流れを円滑にすることで、グローバル化の利益を享受していく必要がある。

第三に、「**外への戦略的施策**」に取り組んでいくことである。グローバル化のメリットを得るためには、単に規制・障害を取り除くだけに留まっていてはならない。共通のルールを整備し、アジアや欧米など海外諸国の活力を取り込んでいくためにも、経済連携協定(EPA)を更に深化させていく必要がある。また、国際標準化や知的財産権保護への関与も強めていかなければならない。

今後、我々が目指すべき社会は、「人口減少やグローバル化の進展にも関わらず、経済が成長し、質の高い生活を享受できる真に豊かな社会」ではないだろうか。現在の我々には、変革の実行者になるとの意識を持ち、失敗を恐れずに困難な課題に果敢に挑戦していくという「意識改革」が必要である。とりわけ変革の「実行」こそが、我々には強く求められており、我が国の政治・経済・行政のリーダーが主導的役割を担って、変革を確実に実践に移していかなければならない。こうした中、世界に貢献しながら共に発展していくという意識を新たにし、「**世界に開かれた日本**」を自らの手で創り上げていく覚悟が、全ての人々に一層求められよう。

1. 資源・エネルギーと環境問題への対応

資源・エネルギー及び環境の問題は、今世紀最大の成長制約要因になると同時に、新たな投資機会を生み出すことにもなる。日本の資源・エネルギー安全保障のみならず、経済活性化・競争力強化に向けた取り組みにおいても、これらの問題への対応が欠かせない。

資源・エネルギー分野で生じている大きな変化は、新興国を中心とする世界需要の高まりと、それによる価格の高騰である。代表的な原油価格指標であるWTIは、今年に入って史上初めて1バレル=100ドルの壁を突破した。また、資源価格の高騰により、発展途上の資源国を中心に資源ナショナリズムが高まり、エネルギー安全保障の重要性が増している。

一方で、資源・エネルギー多消費型の経済発展は、大気汚染、水質汚濁、砂漠化などの環境破壊を引き起こした。二酸化炭素などの排出による温暖化も進んでおり、グローバルな対応が待たない。

これらの問題と並び、食糧安全保障の重要性も高まっている。穀物などは世界的な食糧需要増大に供給が追いついておらず、さらにバイオ燃料需要も高まっていることから、需給がひっ迫して価格が高騰する事態が生じている。

日本は70年代の石油ショック以降、官民を挙げて省エネ推進に取り組んだ結果、世界で最もエネルギー効率の高い国の一つになった。また、高度成長期に各地で発生した公害問題に対し、制度面や技術面の対応により克服してきた経験もある。食糧生産技術も高い。そうした技術と経験を有する日本が、資源・エネルギー及び環境分野で貢献できる余地は非常に大きい。特に、近隣アジアの資源多消費国に対する積極支援が急務である。

(1) 資源・エネルギー確保に向けた政府支援強化

世界で資源・エネルギー獲得競争が厳しさを増す中、政府の支援体制の強化や資源外交の重要性が高まっている。特に自前の資源・エネルギーに乏しい我が国にとって、世界的に資源ナショナリズムの動きが拡大する中、資源・エネルギーの安定確保は最重要課題の一つと言える。

他国の動向を見ると、中国の国営石油企業は、世界各地で積極的に上流権益

の獲得に乗り出すなど、これまで資源確保の動きを拡大させてきた。一方我が国では、80～90年代の石油価格の下落や円高の進展により石油公団が巨額の損失を抱え、90年代以降に政府機関の民営化が進む中、2001年に同公団を廃止せざるを得なくなった。これが結果として、政府の資源確保体制の弱体化を招いてしまった。

我が国が将来に向けて持続可能な成長を続けていくためには、非常時でも資源・エネルギーを安定的に入手できる自主開発権益を確保することが欠かせない。政府は2006年に発表した新・国家エネルギー戦略の中で、日本の原油の自主開発比率を現在の15%から2030年までに40%に高める目標を掲げた。この目標を実現するためにも、資源・エネルギー開発への政府関与を改めて強化し、官民挙げた資源確保体制を固める必要がある。この点、特に、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）の位置付けを見直し、これらの機関を戦略的に活用すべきである。

石油公団と金属鉱業事業団の後を受けて発足したJOGMECは、石油・天然ガス及び金属の探鉱開発に対して出資・融資・債務保証を行っている。我が国の基幹エネルギーである石油をはじめ、今後、金属資源の重要性も高まることから、JOGMECの探鉱業務は、特定の資源に偏ることなくバランス良く進めていくことが望ましい。とりわけ、今後はオイルサンドなどの非在来型資源の開発や、投資リスクの高い地域での資源開発も求められてくることから、JOGMECのリスクマネー供給機能の拡充・強化が益々重要になってくる。

一方、資源開発プロジェクトへの金融支援という面では、JBICの資源金融が果たしてきた役割も大きい。リスクを伴う巨額の資金投入を必要とする資源開発においては、政府機関による融資機能は必須である。このJBICの国際金融業務は、今年10月に発足する日本政策金融公庫が承継する予定であるが、海外における資源開発は新機関においても主要機能の一つとされており、融資の拡大や専門要員の採用など、承継後も一層の機能強化が不可欠である。

日本企業が貿易や投資を行う上で重要な役割を果たしてきたNEXIについては、2007年末の独立行政法人改革の中で、政府全額出資の特殊会社となることが決まった。NEXIの政府出資比率のあり方については、通商政策における国益上の不利益を排除する観点から、今後も慎重に検討を続けていく必要があるが、とりわけ資源・エネルギー分野や紛争地域においては、現状、民間企業がNEXIのリスクテイク機能を必ずしも代替できないことを認識しておくべきである。肝心なことは、他国も国が最終的なリスクを取る貿易保険事業を実施

しており、我が国のみが劣後することのないようにしていくことである。NEXIは国の信用力のもとで、高い専門性を発揮しながら、より良いサービスが提供できることを目的に据えて改革を進めていくことが望ましい。

近年、政府は資源確保に向けて、首相や閣僚が多くの資源国を訪問するなど積極的な姿勢を示しつつある。これら一連の動きが実際の効果を上げるまでには時間を要するものと思われ、継続的に資源国を訪問するなどの取り組みが不可欠である。また、地球規模の資源制約における日本の立場を考えると、資源外交のあり方を更に明確にしていく必要がある。今後は長期的視野に立ち、資源国と Win-Win の関係を構築するという方向性を一層明らかにした上で、円借款供与や技術協力などの拡大を含めた戦略的な資源外交を展開すべきと考える。

もちろん、民間側も努力が欠かせない。国内の資源開発会社は、国際的な競争の中で海外の有力企業と伍していくため、権益確保や資源調達力の強化に向けて経営力・資金力・技術力を一層強化していく必要がある。また企業間の連携を進める他、大規模な企業再編を通じて、上流から下流まで網羅する強固な企業体形成を進め、政府支援も得て中核となる資源開発企業の育成を図っていくといった取り組みも益々重要となる。国内の企業再編に目処がつけば、次の段階では海外の資源開発会社に対する M&A も視野に入ってくる。

なお、資源の中では、レアメタル（希少金属）¹の安定供給対策の重みが増すと考えられる。レアメタルは、ハイテク製品に広く使われる我が国産業にとって欠かせない材料であるが、生産地域の偏在が大きく供給不安定性を抱えている。レアメタルの大半を輸入に依存している我が国としては、その安定確保に向けて、リサイクルや国家備蓄の拡充（鉱種の増強等）、代替材料の開発などの分野で官民協力を進めることが急務である。

(2) 資源開発における政府系ファンドの活用

近年、石油販売収入の増加が続く中東やロシアの他、中国などの新興国で政府系ファンド（SWF）の設立が相次いでいる。これらの SWF は、多少のリスクを恐れず、ハイリスク・ハイリターン of 積極投資を行うことから、世界の金融・資本市場でその存在感が増してきている。最近では、SWF がサブプライムローン問題で痛手を被った米国金融機関へ多額の資金提供を行うケースも

¹ 埋蔵量が少ない、あるいは抽出・精錬が経済的・物理的に困難で利用できる量が少ない金属。一般的にはコバルト、タングステンなど 31 鉱種と定義されている。

相次いだ。SWF の海外企業への出資は、現在のところ経営権取得を目指したのではなく、収益確保を目的とするケースが大半と見られるが、ナショナリズムの高まりにつれて、いつその目的が変わるとも限らない。SWF のあり方については、今後サミット等の場も活用して十分に議論を深めていくべきである。

我が国は世界 2 位の外貨準備を有し、その額は今年 2 月末時点で 1 兆ドルを越えた。そもそもこの外貨準備は 03~04 年の為替介入によって膨れ上がったものであるが、今後は適正な残高まで縮減を図っていく必要がある。ただし、外貨準備の売却は円高を引き起こす可能性が高く、現実的でないことから、この外貨準備を国内外で運用し、高い運用利回りを確保することを目的に、SWF の設立・活用を積極的に検討すべきと考える。

外国為替資金特別会計では、資産として外貨準備が保有されているが、この殆どが期間 90 日の政府短期証券（為券）で調達されている。しかしながら、外貨準備の運用の太宗は米財務省証券であり、為替リスク等を考慮すると必ずしもリターンは高いとは言えない。従って今後は、為券の借入期間の長期化など外貨準備制度の見直しを行うとともに、SWF などの運用の多様化を行うことによって、ポートフォリオを多様化させ、利回りの向上を図るべきと考える。なお、SWF の活用には、元本毀損の可能性も含めて全般的なポートフォリオを考慮した上で、外貨準備の運用益など外貨準備高の一部から運用を始めるという、漸進的アプローチもありえよう。

我が国の競争力強化に資する SWF の運用としては、債券・株式投資の他、直接投資による積極的な活用が考えられる。とりわけ戦略的活用という観点から言えば、資源・エネルギー分野の権益を有する海外企業への資本参加・買収などが挙げられる。これはエネルギー安全保障の面でも意義深い。官民が連携して、こうした取り組みを真剣に検討すべきである。

(3) 省エネ・環境・食糧分野における政府開発援助の戦略的活用

日本は長らく政府開発援助(O DA) 拠出額世界一の座を保っていたが、2001 年に米国に抜かれ、さらに 2006 年は英国にも抜かれ第 3 位に後退した。日本の地位は今後も低下し、ドイツ、フランス、イタリアにも抜かれて第 6 位に転落するという予測もある。日本は、依然として発展途上国に対しては大きな貢献をしているものの、このままでは世界での存在感が希薄になりかねないことから、これ以上の拠出額削減は避け、相応の拠出額を維持すべきである。

一方、我が国は、エネルギー効率と温暖化ガス排出効率を始めとする省エネ・環境技術や制度で、世界トップレベルの実績を持っている。エネルギーの多消費や国境を越えて拡大を続ける環境問題に対しては、ODA というプラットフォームに我が国の省エネ・環境技術や制度を組み合わせることで、発展途上国のみならず、地球規模の問題の解決に資する国際貢献ができるであろう。

我が国の ODA 体制は、今年 10 月から無償援助、技術協力、円借款が国際協力機構（JICA）に一元化され、同一組織の下でより効率的に、ODA の一体運用ができるようになる。省エネ・環境分野における ODA の活用としては、まず円借款の戦略的活用が挙げられよう。具体的には、太陽光、風力、バイオマス、地熱など再生可能エネルギー利用のためのインフラ建設や、クリーン開発メカニズム（CDM）関連事業などが対象案件として考えられる。

また、無償援助、技術協力の分野でも、効果的な取り組みが期待できる。政府は従来からアフリカ支援を重視してきたが、今年 5 月には横浜で第 4 回アフリカ開発会議（TICAD ）が開催される。アフリカは将来の成長ポテンシャルの大きい地域であるが、気候変動に最も脆弱な地域でもあることから、成長への障害を除去するという観点からも、環境関連の支援を積極的に行っていく必要がある。

一方、資源・エネルギーと並び、今後安定確保が重要課題となる食糧についても、ODA 活用の機会が拡大すると考えられる。我が国が ODA を通じて食糧技術の開発・移転を進めることにより、途上国の発展に寄与するだけでなく、我が国の食糧安全保障を高めることになる。例えば、耕作の効率化、品種改良などの分野で途上国に技術援助することで、途上国での食糧生産を増やすことが可能になる。同時に、援助先で生産された食品の安全性を確保するため、供与技術の利用状況をフォローしていく取り組みも必要になるだろうが、これにより交流を深めることもできる。

(4) ポスト京都議定書での実効的アプローチ

世界的な地球環境問題への対応という観点から言えば、ポスト京都議定書への取り組みも重要である。我々が上記議定書の制度設計に積極的に貢献し、我が国の持つ省エネ・環境技術や制度を有効活用することができれば、日本の活性化や競争力強化にも資することになるだろう。

今年 7 月には洞爺湖サミットの開催が予定されているが、地球環境問題が主要テーマの一つになることが決まった。これは、ポスト京都議定書のルール作りに向けて、我が国が主導権を握ることができる絶好の機会である。前回のハイリゲンダムサミットでは日本などが提案した「2050 年までに世界で温暖化ガス排出量を半減」の目標が合意されており、我が国は国益を念頭に置きつつ、この流れに沿って議論をリードすべきである。

現在の京都議定書では、温暖化ガスの二大排出国である米国と中国が排出削減義務を負っておらず、世界排出量のおよそ 3 割しか規制の対象になっていない。ポスト京都議定書の枠組みでは、全ての主要排出国を参加させることが大前提であり、あくまでも、各国における排出削減負担の公平さを確保することに主眼を置くべきである。その上で、国別総量削減目標を設定し、各国が相応の義務を負うような枠組を構築していくべきである。

排出権取引の導入についても、排出主体間での公平な基準の設定を前提として、積極的に検討を進めなければならない。総量目標を掲げる場合、効率的な温暖化ガス削減を促す上では排出権取引が有効な手段となる。排出権取引は、地球温暖化防止のための一つ的手段に過ぎないが、世界の潮流が大きく変わりつつあり、我が国としても遅れを取るわけにはいくまい。どのような方法を採用すべきか、関係者の間で大いに議論を深めていくことが不可欠である。日本としての考えを早急に纏め、国際仕様の策定に貢献していかなばならない。

国際環境協力については、今年 1 月のダボス会議で、福田総理が 100 億ドル規模の資金メカニズムによる途上国への温暖化対策支援を発表した。これは、環境対策でイニシアチブを発揮しようとする我が国の意志の表れとして評価できる。我が国はこの仕組みを最大限に活用して、省エネ・環境技術による支援を着実に進めていくべきである。海外で温暖化ガス排出を削減することにより、CDM による排出権取得も可能となる。なお、途上国への技術支援に際しては、技術の流出懸念があることから、知的財産権保護のルール整備を進めることも重要なポイントとなる。

また、温暖化ガスの排出量を大きく減らすためには、革新的技術の幅広い開発が不可欠であり、その重要性は益々高まっている。ダボス会議では、福田総理から、環境・エネルギー分野の研究開発に対して、今後 5 年間で 300 億ドル程度の資金を投入する意向も示された。今後日本は、技術力の優位性を生かして、官民共同でこの分野の研究開発を加速させ、革新的技術の分野でも世界をリードしていくべきである。

今後、ポスト京都議定書を巡って、日米欧に加え中国やインドも交えた激しい交渉が繰り広げられることになるが、その間にも地球温暖化は確実に進んでいく。我が国は、総量規制や排出権取引などに対する方針を早急に固め、地球温暖化問題が主題となる洞爺湖サミットの場合、制度設計も含めた総合的な提案を行い、地球温暖化防止のため実効的なアプローチで、速やかに議論を主導していかなければならない。

2. 内なる国際化

グローバル化の利益を享受するためには、国内外の「ヒト・カネ・モノ」の流れを円滑化させ、内なる国際化を更に推し進めることが重要となる。

ヒトについては、将来の労働力不足を踏まえ、外国人労働者の受入の方向性を早急に固めるとともに、留学生や外国人研究者の活用を進めていくことが重要なポイントとなる。カネについては、国際金融センターとして東京の地位を高めるべきである。モノについては、空港・港湾の整備と競争力強化が必須であり、これらゲートウェイの整備を進めることで、観光産業など、往来が増加することによる産業振興も見込まれよう。

(1) 外国人労働者の積極的な受入と活用

今後のヒトの円滑化を図る上で、大きな争点となるのが外国人労働者の受入問題である。政府（厚生労働省）の基本方針は、専門的・技術的分野の外国人労働者は積極的に受け入れるが、単純労働者の受入は認めないというものである。しかし、少子高齢化の進む現状下、高齢者や女性の労働参加だけで労働力人口の減少を補うことは実際問題として難しくなっている。単純労働者の受入問題については、これまで受入の是非を論じてきたが、これからは受入を前提とした現実論を議論すべき段階に来ていると言える。

単純労働者の受入については他国でも様々な議論がある。我が国としては就労・教育・年金・医療などの社会的な受入態勢を整備しつつ、欧米諸国で用いられている労働市場テスト²などの導入も進めながら、経済連携協定（EPA）³

² 国内労働市場の状況を踏まえて外国人に在留・就労の許可を与える制度。

³ 自由貿易協定（FTA）の要素を含みつつ、投資、知的財産、基準認証、協力など幅広い分野での経済活動一体化のための取り組みも含む協定で、一般的には経済連携協定と呼ばれている。

を通じた積極的な受入を推進すべきである。即ち、まずは労働市場テストを通じて、国内労働者によって充足できない分野を職種別・産業別に慎重に検討し、その上で、EPA 等の二国間協定を通じて日本が受け入れる人数や職種を各国毎に定め、秩序ある受入を進めていくアプローチを採っていくべきであろう。

例えば、専門的・技術的分野の労働者受入でも、日フィリピン EPA で争点となった看護師・介護福祉士のように、入国後の日本語での国家資格取得など実際にはかなり高いハードルが課されているケースもある。フィリピン看護師協会（PNA）は、日本語での国家資格取得条件はフィリピン人看護師に不利益をもたらすものとして、日本の受入条件に懸念を表明した。日フィリピン EPA では、看護師はフィリピンの看護師資格の保有者、介護福祉士は大学卒業者といった能力のある人達を受け入れる予定となっている。従って本件に関しては、まずは英語での国家資格試験を実施し、日本人と同等に労働できる地位を保証した上で、一定期間の実務研修を通じて日本語でのコミュニケーション能力を高めていくことを考えていくべきだろう。

本件に限らず、外国人労働者の受入に際しては、まずは外国人労働者を受け入れるとの前提に立って、現実的な受け入れ方を積極的に検討していくべきである。日本は、ただですら言語のハンディを抱えている。入国のハードルを現実的・実効的なレベルに設定していかない限り、諸外国との優秀な人材獲得競争に勝ち残れないことを改めて認識すべきである。

外国人労働力という視点では、留学生や外国人研究者の活用も重要である。優秀な人材の獲得競争は世界的な潮流となっており、労働力人口の減少が見込まれる我が国においては、なおさらその重要性が高い。今年 1 月には、福田首相が施政方針演説で留学生 30 万人計画を打ち出し、産学間連携により海外の優秀な人材の大学院・企業への受入を進める方針を発表した。政府がこのような方針を示したのは喜ばしいが、重要なことは、如何にして留学生や外国人研究者を国内に定着させることができるかという点である。そのためには、何よりも彼らが日本で働きたいと感じさせる仕組みづくりが必要であり、外国人向け日本語教育の充実や、魅力的なキャリアパスの整備、外国人研究者に対する就業機会の情報提供・相談窓口の設置、制度的障壁の改善などを早急に進める必要がある。

将来の検討課題として、移民受入政策の見直しも必要である。2005 年秋、フランスで移民の若者が引き起こした暴動はまだ記憶に新しい。移民受入には、人種差別、失業、貧困、教育、宗教等を巡る様々な社会的摩擦の問題も伴う。

しかし、移民受入は将来の我が国の労働力の一端を担うものとして、フランスの事例などもよく研究しつつ、今後も検討を続けていかなければならない。なお、今後の議論では、移民受入は労働供給の担い手だけでなく、消費者としての役割も期待できるという観点も忘れてはならない。

(2)東京の国際金融センター化

アジアでは、シンガポールや香港が国家的な優先課題として金融・資本市場の競争力強化に取り組んでいる一方、日本では未だ市場が十分に整備されておらず、世界的な金融・資本市場での東京の地位が低下している。東京が十分な金融サービスを提供できていないために、アジアの資金が欧米経由でアジアに還流するという不安定な資金循環構造が出来上がっている。日本の家計保有金融資産は1,500兆円に上っているが、これを有効活用して我が国の活性化に繋げるためにも、金融・資本市場の整備が求められる。

金融・資本市場改革の具体策については、経済財政諮問会議等でも議論されているが、経済外交の観点からは、アジアの国際金融センターを目指して、東京を世界的な金融・資本市場に育てていくべきであろう。今後、日本の金融・資本市場がニューヨークやロンドンと肩を並べ、世界の投資家から信頼されるためには、市場参加者の倫理観向上、自主規制ルールの確立・順守、革新的な金融商品開発力を有する人材の育成などが不可欠となる。

また、東京に世界の資金を呼び込み、オープンでイノベーティブな市場を実現していくためには、新たな金融・資本市場の総合戦略を策定・実行していくことが急務である。昨年12月、金融庁は「金融・資本市場競争力強化プラン」を発表した。第二次金融改革とも言える今回の強化プランでは、市場、金融機関、金融庁、市場の周辺環境 - に関連した改革策を4つの柱として、総合取引所の解禁、銀行・証券・保険の業務範囲の拡大、規制・監督の透明性・予見可能性の向上、国際的に通用する金融の人材育成 - などを打ち出した。今後は、スピード感を持って本プランを着実に実行に移していくとともに、金融機関側もリスクテイク力を高め、経営の自由度を高めるこれらの政策を生かしていくことが求められる。

更に、直接投資の受け入れを拡大し、国内経済の一層の活性化を図るべきと考える。最近、空港会社への外資出資比率制限の議論など、外資規制を強める動きも見られるが、明らかに対日直接投資拡大を目指す政府方針に逆行している。こうした動きは、海外から見ると極めて分かりにくく、外国人投資家を困

惑させ、対日投資を躊躇させるものとなる。本来、安全保障上の懸念は外資規制とは別の問題として捉えるべきで、我が国としては外国企業の参入を歓迎する姿勢を堅持していかねばならない。外国人投資家を黒船や破壊者の如く過度に警戒するのではなく、むしろ日本の活性化のために進んで迎え入れるといった、一貫したメッセージを海外に発信していかねばならない。

既に我が国の金融・資本市場は、規制撤廃がかなりの程度進んでいるが、このような企業買収に対する日本社会の抵抗が、外国人投資家を日本市場から遠ざけている。対日直接投資の阻害要因を速やかに除去し、日本経済を魅力的なものにしていかない限り、海外から資金を呼び込むことは難しくなる。外国人投資家の日本離れを止めるには一刻の猶予も許されない。

円の国際化問題も見逃せない。1980年代半ば、政府は円を経済力に見合った国際通貨に育てようと円の国際化を推進したが、資本規制や市場開放などの自由化が遅れ、その間にバブル経済が崩壊してしまった。今後は、とりわけ急成長を遂げている中国の人民元が、アジアの中で国際通貨として名乗りを上げてこよう。我が国としては、東京を金融・資本市場として活発化させ対内投資を増やし、それまでに円の信認や優位性をできる限り高めておかなければならない。一旦、円の優位性が失われてしまえば、その地位を取り返すことは極めて難しくなる。

東京が国際的な金融センターとしての地位を確保できれば、国際通貨としての円の地位を保ち、アジアに大きな存在感と影響力を発揮できる。イギリスが国際金融センター化に成功した背景には、金融制度改革に加えて強い政治的意思があった。我が国も、政治がリーダーシップを発揮して、強固な決意を持って積極的に支援策を講じていく必要がある。

(3) 空港・港湾整備

政府は2007年にアジア・ゲートウェイ構想を策定し、空港・港湾改革を進める計画を発表した。その中で、首都圏空港の24時間化やアジア・オープンスカイ政策による航空自由化、港湾の物流効率化による国際輸送機能の強化などを盛り込んだ。アジアのヒト・モノの流れが他国の空港・港湾に集まる中、この流れを呼び戻すためには、我が国としても大胆かつ速やかに改革を進める必要がある。

空港改革については、アジアにおける国際空港の確固たるハブを目指して、

羽田・成田空港の発着枠を拡大することが重要である。羽田空港については、その上で国際化と完全 24 時間化に踏み込むことが必須であろう。羽田の離発着には米軍横田基地の管理空域を迂回しなくてはならないという制限があるが、この空域の一部が日本に返還される予定である。この実施を踏まえ、騒音問題にも配慮しつつ、発着枠を可能な限り増やしていくことが羽田の国際化に向けた重要な道筋となろう。

一方、成田空港は開港から 30 年経ったが、周辺の騒音問題など未だ制限が多く残っている。特に重要なのは、暫定平行滑走路の北伸を着実に進め、大型機の発着枠を拡大させていくことである。加えて、空港の運用時間の延長も是非とも実現させなければならない。

また、港湾改革についても、我が国港湾のハブ化を図ることによって、他国の港湾に流れた貨物を取り戻していかなければならない。そのためには、コスト削減とリードタイム短縮を通じて、利用者にとって魅力ある港湾を整備することが不可欠となる。東京港のコンテナ取扱料金は、未だ釜山、高雄より約 5 割高く、輸入貨物の入港から引き取りまでの平均時間も、シンガポールの 24 時間以内に対して、日本は 3 倍近い 2.7 日となっている。

ようやく日本でも、2001 年の労使合意により、制度上は 24 時間の運用が可能となる環境が整った。今後は、残された課題である通関手続きの簡素化・統一化や、税関の執務時間の延長、行政手続きの整備等を鋭意進め、政府が「スーパー中枢港湾」政策により目指している、コスト 3 割削減、リードタイム 1 日程度への短縮を着実に実現させなければならない。更に、同政策の対象となっている京浜港、伊勢湾、阪神港の整備を進め、アジアの窓口としてのハブ港湾の構築を急ぐべきである。

また、地方の空港・港湾の機能強化も、これらの取り組みと平行して進めていく必要がある。そのためには、構造改革特区制度を積極的に活用していくことも一考であろう。地方空港の活用例としては、2007 年に民間航空会社が発表した、那覇空港を国際物流拠点のハブとして活用する計画がある。日本と東アジアの主要都市が空路で 2-4 時間圏内に収まる那覇を使うことで、輸送効率を大幅に高めることが期待されている。

アジア・太平洋地域の航空・海運市場では、今後も輸送量が堅調に伸びていく見込みである。我が国の空港・港湾は、他国に比べてコストなどの面で利便性が劣っており、ヒトやモノの流れが日本を迂回する事態が発生している。現

状のままでは、他のアジアの国々が先んじて国際ハブとしての地位を固めていく中、日本のみが取り残されかねない。とにかく速やかに大胆な航空・港湾改革に踏み切る必要があり、仮に改革が停滞することがあれば、我が国が遅れを取り戻すことは益々困難になる。

3. 外への戦略的施策

我が国は、2002年1月にシンガポールとのEPAを締結して以来、ASEAN各国との二国間EPAを中心に交渉を進めてきた。2007年11月にはASEAN全体との日ASEAN包括的経済連携の交渉も妥結し、本年中の署名・発効を目指して、現在最終的な詰め作業が行われている。日本は当初ASEANとのFTAでは中国や韓国に出遅れたものの、EPAを積極的に推進したことで、結果としてはASEANと幅広い分野での連携を構築することができた。今後は、中断していた韓国とのEPA交渉再開の他、BRICsの一角として成長著しい中国やインドとのEPA、我が国にとって重要な大市場国である米国やEUとのEPAも早急に実現させていく必要がある。このように、ASEANとのEPAがいよいよ総仕上げの段階に入り、我が国にとって重要な国々とのEPA交渉の取り組みも進んでいるが、今後は、EPAの「質」の向上を真剣に考えていく必要がある。

また、グローバル化の利益を享受していくためには、単に障害を取り除く取り組みだけでは不十分である。我が国が有利にビジネスを進めることができるよう、国際標準化や知的財産権保護の分野のルール作りにおいて、より積極的に世界をリードしていくことも重要である。

(1) EPA/FTA の深化

我が国の対外経済政策を考えると、多角的な貿易体制を強化する観点から、本来ならばWTOにおける自由化を進めることが望ましい。しかしながら、現状ではWTO交渉の大幅な進展は期待できない状況と言わざるをえない。日本企業が更なる経済活動の自由化や円滑化を確保して、国際競争力を高めていくため、我が国は真の国益を総合的に判断した上で、WTOあるいはEPA/FTAでの通商交渉を実施していくべきである。

EPA/FTAに関しては、政府はこれまで物品やサービスの自由化が中心となるFTAではなく、投資、知的財産、基準認証、協力など幅広い分野でのEPA

を進めてきた。前述の通り、我が国は ASEAN 各国との二国間 EPA を概ね締結し、ASEAN 全体との包括的経済連携にも目処をつけた。これにより、二国間の「線」の連携は、地域という「面」に拡大し、我が国は東アジアに EPA で相応の成果を得る目算がついた。今後は EPA/FTA の深化、即ち二次元から三次元への展開も考えていく必要がある。

物品貿易に関しては、鉱工業品については高い自由化を達成しているが、農産品の自由化についてはまだ多くの課題が残されている。また、サービス・投資の分野では、外資規制の緩和・撤廃が未だ不十分であり、自由化の範囲も限定されているのが実情である。基準認証の分野では、相互承認⁴の導入がさほど進んでいないなどの課題も残っている。今後の経済取引の自由化・円滑化を進める上では、早期に EPA 締結を目指すのは当然のことながら、如何に内容を充実させ、実効性の伴う措置を講じていけるかが大きなポイントとなろう。

一方で、インドネシアやブルネイとの EPA では、我が国エネルギー・鉱物資源の安定供給という観点から「エネルギー・鉱物資源章」を設け、投資環境の整備や政策対話の枠組みを構築することに成功した。現在の同章の内容では、新たな規制措置導入の際の両国間の通報などが柱となっている。今後の EPA 交渉では、資源・エネルギーの共同備蓄や、NAFTA の規定のような資源の供給割合を削減せず、価格等でも差別しない内容の資源・エネルギーアクセス権の保証⁵を盛り込むなど、更に一歩進んだ質の高い内容を実現すべきである。

新たな EPA 交渉においては、既存の EPA の自由化を超える、より「質」の高い EPA 締結を推進していく必要がある。既に締結済みの EPA では、協定の実施・運用についての見直しや改正の検討を行う「合同委員会」の設置を規定した。その他、日本企業の事業活動に障害をもたらす様々な問題を解決するための「ビジネス環境整備に関わる小委員会」も設置された。例えば、シンガポールとは 2002 年 11 月の EPA 発効後、2006 年 4 月に改正交渉開始、2007 年 3 月には改正議定書が署名され、新しい議定書では更なる市場アクセスの拡大や、サービス、原産地規則の改善が図られている。

他方で、原産地証明手続など制度面での使い勝手の悪さもあり、物品貿易に

⁴ 相手国認定機関が発行した基準・規格に関する証明書を、自国認定機関が発行した証明書と同等に扱う手続き

⁵ NAFTA（北米自由貿易協定）のエネルギー章では、メキシコを除き、エネルギー・基礎石油化学製品について資源保持の目的や供給不足のために輸出入規制を行う際、他の締約国に対する供給割合を削減せず、価格等でも差別しないことが規定されている。

において EPA の利用率が上がらないなどの問題もあったが、徐々に改善の方向に向かっている。引き続き様々な問題点を改めていく必要があるが、定期的な枠組みに頼るばかりでなく、その都度改善していく取り組みを官民一体で行い、EPA の更なる「質」の向上を不断に続けていくことが肝要である。

なお、これまで EPA/FTA 交渉を進める上で大きな争点となったのが、農業問題である。現在、日本の食糧自給率は 40%を下回る非常に低いレベルに留まっており、加えて農業従事者の高齢化も進んでいる。農業を取り巻く環境には厳しいものがあるが、政府は大幅な農業改革を現在進めており、最近では梨や林檎といった農産品の輸出など、攻める農業の動きも見られるようになってきた。

引き続き、現在取り組んでいる農業改革を着実に推進していく必要があるが、EPA/FTA 交渉での農業の取扱いについても、新たなアプローチを検討していかなければならない。国内の農業改革を進め食糧自給率を高められるのであれば、今後の EPA/FTA 交渉では、先頃締結された米韓 FTA におけるコメのように除外品目で対応することも含め、自由化と引き換えに何らかの金銭的な補償措置を行うことも真剣に検討してはどうかと考える。

従来、我が国の農業政策では、競争力の弱い農村や農業従事者を救済するといった社会保障的色彩が強く、本来あるべき産業振興の視点が欠落していたのではないだろうか。近年になって、ようやく政府は大幅な農業改革に着手しつつあるが、今後の EPA/FTA 交渉においても、農業の競争力を高めるという産業振興政策に基づいた取り組みが求められる。

(2) 国際標準化への積極的関与

国際標準化の動きは、1995 年の世界貿易機関 (WTO) の「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)」を契機に大きく変わってきている。TBT 協定は、国際標準を国内標準の基礎として用いることを義務付けているため、欧米や中韓などのアジア諸国も、自国技術の採択に向けて積極的に動いている。また、これまで関連性が薄かった分野でも、国際標準化への積極的取り組みが必要になってきている。

これまでの我が国の国際標準化における取り組みは、残念ながら十分だったとは言いがたい。例えば携帯電話は、我が国独自の規格である PDC 方式に固執し、国内市場を対象に先端的な機能を追及しすぎたため、世界市場では通用

しないものとなってしまった。当時の日本企業は、海外で一般的な GSM 方式に対応してこなかったため、世界市場ではシェアを取れず、未だに存在感を出せないままである。

今後の国際標準化交渉においては、我が国が有する知的財産権等を国際標準に高めるべく、積極的な戦略を進める必要がある。具体的には、国際標準の獲得によって発展が望まれる分野への研究資金の重点配分や、標準化機関における議長、幹事の積極的引き受けなどに注力すべきと考える。特に、EU は専門委員会等で、TBT 協定以前から規格策定に精力的に取り組んできており、発言力が強い。我が国としても、語学力と専門知識を持ち合わせた技術人材の育成や、標準化機関への業界毎の細かな対応などにより、標準化への取り組みを強化し、上記機関において主導的役割を果たしていくべきである。

一方、我が国の規格を国際標準化させるだけでなく、国際的に認知された規格を我が国が受け入れていく姿勢も求められよう。例えば、日本ではポジティブリスト制度により、一定量以上の農薬が残留する食品の販売等が禁止されている。この制度には、海外では認められていても我が国では許可されない厳しい基準も含まれており、実際には摂取しても問題ない輸入食品までもが廃棄される事態が生じている。食糧自給率の低い我が国としては、食糧安全保障の観点からも、本制度の見直しが必要である。

また、昨今の食品偽装や中国の食品の安全性が問題視される中、食料分野の規格標準化の重要性も増している。食品に対する疑心暗鬼は不要なコストとして積み上がり、EU 基準がアジアに浸透してくる懸念もある。このような中、日本がリードしてアジアの食品の統一規格化を進め、安全性向上を図ってはどうか。日本とアジアは食文化が比較的近く、食品の統一規格化は可能なはずである。トレーサビリティや HACCP (食品危害の分析・管理) なども有効な手段であり、こうした食品の安全性への取り組みにより、アジアにおける我が国の存在感を高めることができよう。

(3) 知的財産権保護の強化

一国の競争力の源泉となるのが、特許やノウハウなどの知的財産である。このため知的財産権の保護は、我が国の企業や個人がグローバルに海外経済活動を展開する上で欠かせない。知的財産が保護されていなければ、企業や個人による研究開発や発明の意欲が失われ、技術進歩を阻害しかねないためである。模倣品被害額は、世界全体で 70 兆円、日本製品だけでも 17 兆円にも上ると

推計されており、その対策が急がれている。

模倣品・海賊版はグローバルな規模で流通しており、国際的な連携による対策が不可欠である。日本企業の知的財産権が海外において適切に保護されるよう、諸外国への働きかけを更に強化していくべきであろう。また、政府は「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」を提唱しており、各国や国際刑事警察機構（インターポール）などの国際機関と協力しながら、本条約の早期実現を図るべきである。

競争力強化という観点からは、世界の特許取得の効率化も重要である。現在、特許権の取得には国ごとの手続きが必要であり、費用や手間が大きな負担となっている。企業がグローバルな事業展開をスムーズに行うことができるよう、主要特許出願国である日米欧において、三極の特許庁が特許の相互認証の実現を図る世界特許システムを構築すべきである。我が国においても、特許庁のリーダーシップの下、本構想の早期実現を図るべきと考える。

おわりに ～世界に開かれた日本の創造のために～

我が国にとっては、経済全体のパイを増やすことは持続的な成長を確保する上で欠かせないものの、成熟期を迎えた日本経済に、高度経済成長期やバブル期のような飛躍的な成長を期待することは難しい。また近い将来、GDPを含む様々な経済統計で中国が日本を越えていくことも避けられない。こうした中、我々が目指すべき社会は、「人口減少やグローバル化の進展にも関わらず、経済が成長し、質の高い生活を享受できる真に豊かな社会」にこそあるのではなからうか。

そのような観点から経済指標を眺めると、新しい尺度として今後は国民一人ひとりの豊かさを測る指標、即ち「国民一人当たり」の指標を重視していくべきと考える。また、日本の企業や投資家が海外で稼いで日本に持ち込む配当・利子・賃金は増加してきているが、従来のGDP（国内総生産）には、このような日本企業や日本投資家が海外で稼いだ部分は含まれていない。経済の実情をより正しく把握する観点からも、これら海外での稼ぎを含んだGNI（国民総所得）⁶を重要な経済指標として積極的に採用していく必要がある。現に、国外

⁶ GNI(Gross National Income)は、「国民」が1年間に生み出した付加価値の合計。これに対し、GDP(Gross Domestic Product)は、「国内」の経済活動で1年間に生み出された付加

からの所得の純受取は、2000年度の7兆円から2006年度には15兆円と倍以上に増加しており、GNIはGDP以上に拡大を続けている。

日本の活性化と競争力強化のため、我々が述べてきた施策に限らず、これまで数多くの提言が各方面から提示されてきた。しかし、なぜ我々はこうした提言を実現することができなかったのか。我々一人ひとりが、変革の実行者になるという覚悟を持てずにいたことに、その原因があったのではなからうか。まずは我々自身が強い危機感を持ち、グローバル化の流れに食らいついていくという覚悟を持って、自らの「意識改革」⁷を進めていく必要がある。

これまで我が国は問題解決の手段を海外に探し、先進国へのキャッチアップ型の発展モデルを続けてきた。しかし、現在日本が抱えている多くの問題は、必ずしも海外に解決手段があるものばかりではない。これからは先進国の自覚を持ち、新たなモデルを発信して世界を先導していくという方向に、我々自身の意識を変えていかなければならない。新しいモデル創りでは、ある程度の失敗は避けられないものの、失敗を恐れるべきではない。無謬性を過度に求めず、リスクを取って困難な問題に果敢に挑戦していく姿勢が肝要である。国民一人ひとりの意識改革と覚悟が、今求められている。

明治維新などの歴史を遡ってみても、我々は過去、時代の変革を敏感に感じ取り、そのつど自らを劇的に変えてきた。日本は莫大な富と先端的なテクノロジーを持つ世界でも数少ない国の一つであるが、日本経済が持つ高い潜在能力と適応力を今後どうすれば引き出すことができるのか、この点に我が国の将来がかかっていると言っても過言ではない。

今こそ、我が国の政治・経済・行政のリーダーが主導的役割を担い、多くの人々が抱えている不安感や閉塞感を取り除き、経済外交を通じてこれらの変革を実践に移していく時である。我々の目指すべき真に豊かな社会の実現に向け、各々の施策の時間軸を明確に設定し、スピード感を持って実効性のある行動を起こすことが強く求められる。変革の「実行」⁸こそが、今の我々に欠けており、

価値の合計。GDPに「国外からの所得の純受取」を加えたものがGNIで、GNIは以前GNP(Gross National Product)と呼ばれていた指標とほぼ同じ。

⁷ かつて構造改革により、経済停滞から立ち直ったイギリスの事例が参考になる。過去イギリスは、手厚い福祉政策や国営企業による非効率な経済運営によって長年不況に苦しんできたが、「ビッグバン」と呼ばれる金融改革を始めとする大胆な規制改革や、移民受入による労働力補填を通じて、外に開かれた国創りを進め見事に復活を遂げた。世界とダイナミックな関係を取り結んだイギリスの経験に学ぶことは多い。

⁸ キャッチアップ型モデルでは、我が国の官僚制度は有効に機能してきたと言える。しかし

必要とされているものである。

今後、我々は積極的に世界に門戸を開き、世界と関わっていく行動を起こす必要がある。こうした中、我々は自らの意思と能力によって自らの課題を解決し、世界のフロントランナーとして、日本の活性化と競争力強化のため、「世界に開かれた日本」を創造していかなければならない。開かれた日本を目指して、これまで改革が難しいと思われていた様々な規制や障害を取り除き、世界を先導する新しい社会・産業システムを自らの手で創り上げていかなければならない。世界に貢献しながら共に発展していくという意識を新たにし、真に開かれた国創りに邁進していくことが、全ての人々に一層求められよう。

以 上

現在のように取り巻く環境が大きく変化している中、「縦割行政」の弊害によって、思うように改革が進まないといったケースが散見される。例えば、最近の地方分権改革の議論を見ても、人口減少時代の中では国と地方の行政体制のスリム化が必須にも関わらず、経済財政諮問会議の示した合理化案に対して各省からはゼロ回答が続いている。これまで本提言書で挙げてきた施策を真に実効あらしめんためにも、行政システムの再構築を迅速に実施していかなければならない。

2007年度 経済外交委員会 ヒアリング一覧

(所属や役職は当時)

『日本の今後の経済外交について 経済財政諸門会議グローバル化改革
専門調査会での検討を踏まえて』

講師：東京大学大学院経済学研究科 教授 伊藤 隆敏 氏

日時：2007年7月24日(火)午後13:30～15:30

『今後の日本の国際協力のありかたについて～統合と中進国、アフリカ支援
を中心に～』

講師：独立行政法人国際協力機構 理事長 緒方 貞子 氏

日時：2007年9月19日(水)午後14:30～16:00

『資源エネルギー・地球温暖化対策と日本の経済外交』

講師：財団法人日本総合研究所 会長 寺島 実郎 氏

日時：2007年11月8日(木)午後15:00～16:30

『規制改革会議が目指すもの - 国際経済連携の観点から』

講師：規制改革会議 議長 草刈 隆郎 氏

同会議海外人材タスクフォース 主査 有富 慶二 氏

同会議金融タスクフォース 主査 翁 百合 氏

日時：2007年12月20日(木)午後15:00～16:30

『日本の活性化と競争力強化のための具体的施策』

講師：社団法人日本経済研究センター 会長 小島 明 氏

日時：2008年2月8日(金)午後13:30～15:00

経済外交委員会

(敬称略)

委員長

勝 俣 宣 夫 (丸紅 取締役社長)

副委員長

江 川 豪 雄 (三菱重工業 取締役副社長執行役員)
岡 田 圭 介 (全日本空輸 常務取締役執行役員)
佐 谷 信 (新日本石油 取締役副社長)
佐 藤 正 敏 (損害保険ジャパン 取締役社長)
鈴 木 豊 (キューピー 取締役社長)
田 幡 直 樹 (R H J インターナショナル・ジャパン
シニアアドバイザー)

委員

石 原 滋 (蘭日貿易連盟 名誉代表)
大河原 愛 子 (ジェーシー・コムサ 取締役会長)
大 戸 武 元 (ニチレイ 相談役)
大 森 聡 (ユニデン 取締役社長)
小 野 俊 彦 (日新製鋼 取締役会長)
門 脇 英 晴 (日本総合研究所 理事長)
河 合 良 秋 (太陽生命保険 常勤顧問)
河 原 茂 晴 (KPMG Japan (あずさ監査法人)
グローバルマーケット統括パートナー)
澤 尚 道 (ビー・エヌ・ピー・パリバアセット
マネジメント 常務取締役)
白 川 祐 司 (日興シティグループ証券 取締役会長)
瀨 山 昌 宏 (インターエックス 取締役社長)
高 島 征 二 (協和エクシオ 取締役社長)
手 納 美 枝 (デルタポイントインターナショナル
代表取締役)
内 藤 新 平 (山九 専務取締役)
中 野 正 健 (ヤマノホールディングス 特別顧問)
芳 賀 日登美 (S C C R I 取締役社長)

畠山 襄	(国際経済交流財団 会長)
林 明夫	(開倫塾 取締役社長)
原 直史	(ソニー 業務執行役員 SVP)
原田 滋	(機械産業記念事業財団)
グレン・S・ワツ	(エアバス・ジャパン 取締役社長)
福島 吉治	(F & Kコンサルティング 取締役会長)
水上 博和	(サーベラス・ジャパン)
村上 輝康	(野村総合研究所 理事長)
目崎 八郎	(アフラック (アメリカファミリー生命保険) シニア アドバイザー)
横山 善太	(JALUX 特別顧問)
吉村 幸雄	(シティバンク銀行 取締役)
米村 紀幸	(中小企業診断協会 会長)
チャールズD.レイク	(アフラック (アメリカファミリー生命保険) 日本における代表者・副会長)

以上 36 名

事務局

永井 卓	(経済同友会 政策調査 部長)
------	-----------------

以上